

（申請先）新座市長

新座市本人通知実施要綱第4条の規定に基づき、裏面の内容に同意の上、次のとおり登録を申請します。

登録者	住所			
	氏名			
	連絡先	自宅・携帯	-	-
登録内容	氏名	フリガナ		
	生年月日	明・大・昭・平・令	年	月 日
	住所	埼玉県新座市	丁目	番 号
	本籍	埼玉県新座市	丁目	番 筆頭者 番地

申請者区分	1 本人	2 代理人
-------	------	-------

代理人が申請をする場合は、次の欄にも記入してください。

代理人区分	1 未成年者の法定代理人	2 成年被後見人の法定代理人	3 任意代理人
氏名	フリガナ		
住所			
生年月日	明・大・昭・平・令	年	月 日
連絡先	自宅・携帯	-	-

注1 裏面の内容をよくお読みください。

注2 太枠内各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

注3 次の書類を提出し、又は提示してください。

- (1) 申請者本人であることを証明する書類（個人番号カード、旅券、運転免許証等。お持ちでない方は、資格確認書、年金手帳などの公的証明書1点を含む2点以上の書類）
- (2) 申請者が法定代理人であるときは、(1)と併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
- (3) 申請者が任意代理人であるときは、(1)と併せて登録者の自署による委任状

注4 登録者名簿への登録日は、申請受付日の翌日となりますが、市内各出張所で受付した場合、申請日の翌々日となります。

※ 次の欄は、記入しないでください。

受付	入力	確認	本人等の確認書類備考	
			<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 個力・旅券・免許・在力・特永
			<input type="checkbox"/> 法定代理人	<input type="checkbox"/> 資確・年金
			<input type="checkbox"/> 任意代理人	<input type="checkbox"/> その他（ ）

## 新座市本人通知について

- 1 本人通知は、登録をした者に係る本籍入り住民票（除票を含む。）の写し、本籍入りの住民票記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）謄抄本、戸籍記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（本人等<sup>（注）</sup>の代理人及び本人等以外の者（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

（注）本人等・・・（住民票関係）本人又は本人と同一の世帯に属する者  
（戸籍関係）本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

- 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に新座市住民票の写し等交付通知書を送付します。ただし、住民基本台帳法第12条の3第4項第5号に規定する裁判手続又は裁判外手続における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務その他の政令で定める業務（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第15条の2に掲げる業務）に係る申出により、住民票の写し等を交付したとき、戸籍法第10条の2第4項又は第5項に掲げる業務に係る請求により、住民票の写し等を交付したとき又は市長が特別の事情があると認めるときを除きます。
- 3 住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。
  - （1）住民票の写し等の交付年月日
  - （2）交付した住民票の写し等の種別及び通数又は件数
  - （3）交付請求者の種別
- 4 登録を希望する者が疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により登録の申請をすることができます。
- 5 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
  - （1）疾病等により直接申請をすることができない場合
  - （2）他の市区町村に居住し、遠隔地等の理由により直接申請をすることができない場合
  - （3）その他市長が適当と認める場合
- 6 登録を廃止しようとする場合、転出又は転居等により登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。
- 7 登録者が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、居所不明等により住民票を消除されたとき又は変更の届出がされず、住民票の写し等交付通知書が返戻されたときは、登録は廃止されます。
- 8 登録日は、申請受付日の翌日となります（市内各出張所で受付した場合は申請日の翌々日となります。）。